

生駒市訓令甲第3号

生駒市職員給与の口座振込実施要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員給与の口座振込実施要領の一部を改正する訓令

生駒市職員給与の口座振込実施要領（昭和54年7月生駒市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

本則第1項中「合わせて」を「併せて」に改め、本則第3項中「口座振込できる」を「口座振込を受けることができる」に、「すべて」を「全て」に改め、本則第4項中「うえ」を「上、」に改め、本則第5項中「前項の振込額の」を削り、同項ただし書を削り、本則第6項第1号中「前項の」を削り、同項第2号中「前号の」を削り、本則第9項中「の時期」を削り、「行えるものとする」を「行うことができる」に改め、本則第10項中「従来給与支払日に職員に手渡す給与袋の給与支給明細書において通知する」を「給与支給明細書の交付により行うものとする」に改め、本則第11項第1号中「口座振込を希望する」を削り、「うえ」を「上」に、「5日」を「末日」に改め、同号ただし書中「その日が」の次に「生駒市の休日を定める条例（平成元年4月生駒市条例第20号）第1条に規定する」を加え、同項第2号を次のように改める。

- (2) 前号の規定による依頼書の提出があったときは、給与計算担当者は、当該依頼書の内容を確認の上、振込指定金融機関に対し所定の手続を行うものとする。

本則第13項中「第11項及び前項の依頼書」を「口座振込依頼書」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。